

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則 福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則 九

告示

農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 九

土地改良法により換地処分をした件 九

道路の区域を変更する件二件 九

道路の供用を開始する件三件 九

都市計画事業を認可した件 九

公告

県営土地改良事業の工事が完了した件二件 九

都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 九

落札者を決定した件 九

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則 九

正誤

平成二十八年十一月二十二日付け定例第二千八百五十号中 一〇三

規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十四日

福島県規則第九号

福島県知事 内堀雅雄

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「〇・六五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告示

福島県告示第十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
佐藤 武治	福島市笹谷字中町四	佐藤 武治	福島市笹谷字中町八一七ほか十四筆
遊佐 利右衛門	福島市笹谷字西小櫓一八	遊佐 利右衛門	福島市笹谷字山王前三三ほか五筆
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷地六三	佐藤 幹彦	福島市笹谷字福田四二ほか三筆
渡邊 次男	福島市大笹生字水口一七一	渡邊 次男	福島市大笹生字鰻堀二六一一ほか三筆
株式会社 カトファーム	福島市大笹生字横堀一二一一	株式会社 カトファーム	福島市大笹生字中谷地六五一一ほか二十一筆

株式会社 吉	鈴木 滋夫	鈴木 伸一	古関 善寛	株式会社 松川アグリ農産	茂木 文一	株式会社 オブリガード	丹治 正志	曳地 正人	大友 伸夫	油井 健治	栗原 正司	佐藤 正吉	株式会社 藤果樹園 齋
白河市表郷金山字竹	白河市表郷金山字荒屋五	白河市舟田水口二一	福島市飯野町大久保字小池三〇	福島市松川町浅川字柳作八一	福島市松川町水原字中屋敷八五	福島市上名倉字李玉一一二	福島市平石字山発田一	福島市荒井字苗代添四三県住二一四〇二	福島市上名倉字李玉一一二	福島市仁井田字北屋敷五	福島市大波字水戸内一一一三	福島市鎌田字船前一二一二	福島市飯坂町中野字森三一
東白川郡棚倉町大字金沢内字細町一八	白河市表郷金山字白旗一一一ほか七筆	白河市板橋大塚九一一ほか十筆	福島市飯野町大久保字流田三六ほか九筆	福島市松川町字速見一五ほか六筆	福島市松川町水原字町田五四ほか六筆	福島市平石字原高屋一六一一ほか一筆	福島市平石字熊野前三ほか一筆	福島市荒井字竹ノ内八二ほか十三筆	福島市荒井字北原西二七一一ほか二筆	福島市八木田字水神二四ほか十三筆	福島市大波字城前七五一一ほか五筆	福島市山口字天神二三ほか二筆	福島市飯坂町中野字中江一二ほか九筆

野家ファーム 福島	ノ内三五	
農事組合法人 結乃村農業 団	耶麻郡猪苗代町字見 栋五二六九	耶麻郡猪苗代町字新村北四八六ほか十 九筆
神田 功	耶麻郡猪苗代町字横 マクリ五七〇一一	耶麻郡猪苗代町字津金沢八七一ほか二 二筆
渡部 誠	耶麻郡猪苗代町字 尻三三八	耶麻郡猪苗代町字新六百菊七八ほか二 筆
高橋 孝雄	喜多方市豊川町米室 字太郎丸三三二二	喜多方市豊川町米室字太郎丸一五八ほ か二十筆
佐藤 敏朗	喜多方市上三宮町吉 川字反田四〇八八	喜多方市上三宮町吉川字北原七三一 ほか十六筆

二 認可年月日

平成二十九年二月二十四日

(農業担い手課)

福島県告示第百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十九年二月十三日小谷地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄 (農地管理課)

福島県告示第百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更前 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道釜子 金山線	白河市東形見字水境四 二番一六地先から 同 市表郷八幡字大山 下七四番一地先まで			七・五〇 二五・九〇	二五八・〇
		変更前	変更後	七・五〇 二五・九〇	二五八・〇

(道路計画課)

福島県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 別	変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市常磐湯本町笠 井二七番一地先から 同 市常磐湯本町笠 井四四番三地先まで			八・〇〇 一三・一〇	一〇三・〇
		変更前	変更後	八・〇〇 一三・一〇	一〇三・〇

(道路計画課)

福島県告示第百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町笠井一番一 地先から 同 市常磐湯本町笠井二七番一	平成二十九年二月二十四日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道釜子金山線	白河市東形見字水境四二番一六地 先から 同 市表郷八幡字大山下七四番一 地先まで	平成二十九年二月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道熱塩加納山都西 会津線	喜多方市山都町一ノ木字飯豊山乙 四七三二番三二九林班と二小班地 先から 同 市山都町一ノ木字飯豊山乙 四七三二番三二九林班と二小班地 先まで	平成二十九年二月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町笠井一番一 地先から 同 市常磐湯本町笠井二七番一	平成二十九年二月二十四日

地先まで

(道路計画課)

福島県告示第百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 いわき市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画道路事業 三・五・百三十一号 搔槌小路幕ノ内線
 - 三 事業施行期間 平成二十九年二月二十四日から平成三十五年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分 いわき市平字田町、字旧城跡、字柳町、字四軒町、字鷹匠町、字梅香町、字紅葉町、字権現塚及び字九品寺町地内
- 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、新田堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成27年災)の工事は、平成二十八年九月二十六日完了したので公告する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、金井沢堰地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成27年災)の工事は、平成二十八年十一月九日完了したので公告する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

公告第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、大熊町から富

岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第41号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年2月24日

福島県県中流域下水道建設事務所長 青 山 徹

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
流域下水道（県中・田村処理区）維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
テスコ株式会社 東京都千代田区西神田一丁目4番5号
- 5 落札金額
1,158,624,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年11月18日

（総 務 課）

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2月24日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

福島県公安委員会規則第1号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第11号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

第19条中「第34条の5第4号」の次に「又は第5号」を加える。

第20条を次のように改める。

（路上練習申告書）

第20条 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）又は普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）の免許試験を受けようとする者（令第34条の3から令第34条の5までの規定により法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を免除される者を除く。）は、免許申請書に様式第12号の路上練習申告書を添付しなければならない。

第21条第1号中「大型特殊免許」を「大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）」に改める。

第29条の3第1項中「第97条の2第1項第3号イ」の次に「、法第101条の4第2項又は法第101条の7第1項」を加える。

第30条の見出しを「（臨時適性検査等）」に改め、同条第1項第1号中「（仮運転免許（以下「仮免許」という。）の免許試験に合格した者について行うときを除く。）」を削り、同項第2号中「規定より」を「規定により」に、「仮免許」を「仮運転免許（以下「仮免許」という。）」に改める。

第30条に次の1項を加える。

3 法第102条第1項から第3項までの規定により、医師の診断書の提出を命ずるときは、様式第19号の4の診断書提出命令書により行う。

第30条の2中「様式第19号の4」を「様式第19号の5」に、「様式第19号の5」を「様式第19号の6」に改める。

第30条の3第1項中「様式第19号の6」を「様式第19号の7」に改め、同条第2項中「様式第19号の7」を「様式第19号の8」に改める。

第30条の4第1項中「様式第19号の8」を「様式第19号の9」に改め、同条第3項中「様式第19号の9」を「様式第19号の10」に改め、同条第4項中「様式第19号の10」を「様式第19号の11」に改め、同条第5項中「様式第19号の11」を「様式第19号の12」に改める。

第36条の6の見出し及び同条第2項中「中型免許」の次に「、準中型免許」を加える。

第36条の7の見出し中「大型二輪免許又は普通二輪免許」を「大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許」に改め、同条第2項中「大型二輪免許試験」を「大型自動二輪車免許試験」に、「普通二輪免許試験」を「普通自動二輪車免許試験」に改める。

第36条の8の見出し中「原付免許」を「原動機付自転車免許」に改める。

様式第12号及び様式第19号を次のように改める。

様式第12号（第20条関係）

路上練習申告書				
年 月 日				
申告者				
下記のとおり路上練習を行つたので申告します。				
練習月日	練習場所 (使用車両ナンバー)	同 乗 指 導 者		
		氏 名	生年月日	所持免許

月 日	市町村 一円 ()		年 月 日	
月 日	市町村 一円 ()		年 月 日	
月 日	市町村 一円 ()		年 月 日	
月 日	市町村 一円 ()		年 月 日	
月 日	市町村 一円 ()		年 月 日	
月 日	市町村 一円 ()		年 月 日	

注 3か月以内の練習を申告してください。

様式第19号 (第30条関係)

福公委 () 第 号			
臨時適性検査通知書			
年 月 日			
住 所	様		
福島県公安委員会 印			
<p>あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法 による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくこととなりましたので、通知します。 この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の の処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>			
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			

適性検査を行う理由となつた 認知機能検査の結果	
適性検査を行う期日	年 月 日 午前 時 分から 午後
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考

- 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、福島県警察本部交通部運転免許課 係に提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、福島県警察本部交通部運転免許課 係までお問い合わせください。

様式第19号の11を様式第19号の12とし、様式第19号の4から様式第19号の10までを1様式ずつ繰り下げ、様式第19号の3の次に次の1様式を加える。

様式第19号の4（第30条関係）

<p>福島県公安委員会指令（ ）第 号</p> <p style="text-align: center;">診断書提出命令書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">福島県公安委員会 印</p> <p>あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。</p>
--

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許
 されることとなりますので、御注意ください。
 また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつ
 け医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しな
 いと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満た
 さない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書
 提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由と なつた認知機能検査の結果	
診 断 書 の 提 出 期 限	年 月 日
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

備考 この命令について、不明な点がある場合には、福島県警察本部交通部運転免
 許課 係までお問い合わせください。

様式第20号中

大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	仮 大 型
--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------------	-------------	-------------

仮 中 型	仮 普 通
-------------	-------------

を

--

に改める。

様式第21号中

使 用 の 本 拠 (事 業 所) に お け る 自 動 車 台 数 及 び 運 転 者 数	自 動 車 台 数	乗 用				貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊
		大 型	中 型	普 通	軽	大 型	中 型	普 通	軽		

自 動 二 輪	計	運	免 許 種 別	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	計
				一 種	二 種	一 種	二 種				

使 用
(事

転者数	専従																			
	予備																			

を
に お
動 車
び 運

の 本 扱 業 所) ける 自 台 数 及 転 者 数	自 動 車 台 数	乗 用				貨 物				大 特 ・ 小 特	自 動 二 輪	計	運 転 者 数	免 許 種 別	大 型	中
		大 型 ・ 中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型 ・ 中 型	準 中 型	普 通	軽					一 種	二 種	一 種
												専 従				
												予 備				

型	準	普通		大特		けん引		自 動 二 輪	計
二 種	中 型	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種		

に改める。

様式第35号中 「大型自動車
中型自動車講習申請書 を 大型自動車
中型自動車
普通自動車講習申請書 に改める。
普通自動車
旅客車」

様式第40号の2中 「

受講者区分 (○で囲む。)	1 小型特殊免許以外の免許を受けている者 (1) 75歳未満 (2) 75歳以上) 2 小型特殊免許のみを受けている者
------------------	---

」

を 「

受講者区分 (○で囲む。)	1 小型特殊免許以外の免許を受けている者 (1) 75歳未満 (2) 75歳以上 (第3分類) (3) 75歳以上 (第1分類、第2分類) (4) 臨時高齢者講習 2 小型特殊免許のみを受けている者 (1) 75歳未満 (2) 75歳以上 (第3分類) (3) 75歳以上 (第1分類、第2分類) (4) 臨時高齢者講習
------------------	---

」 に改める。

様式第40号の5中

講習区分
(○で囲む。)

- 1 チャレンジ講習
- 2 特定任意高齢者講習 (簡易講習)
- 3 特定任意高齢者講習 (シニア運転者
(1) 75歳未満 (2) 75歳以上)

講習)

を

講習区分
(○で囲む。)

- 1 チャレンジ講習
- 2 特定任意高齢者講習 (簡易講習)
- 3 特定任意高齢者講習 (シニア
(1) 75歳未満
(2) 75歳以上 (第3分類)
(3) 75歳以上 (第1分類、第2

習)
運転者講習)

に改める。

分類)

様式第41号中

交付を受ける
免許
(○で囲む)

- 大型 中型 普通 大特 大自二 普自二
- 原付 小特
- 大二 中二 普二 大特二 け引二

け引

を

交付を受ける
免許

に改める。

様式第42号中

技能検定員資格者証

- 大型・中型・普通・大特・大自二・普自二
- け引・大二・中二・普二

教習指導員資格者証

- 大型・中型・普通・大特・大自二・普自二
- け引・大二・中二・普二

「 を 」	技能検定員資格者証	に改
	教習指導員資格者証	

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県道路交通規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による申告書、通知書、命令書、届出書、要求書、申請書、変更届、返納届及び納付書は、それぞれ改正後の福島県道路交通規則の相当規定による申告書、通知書、命令書、届出書、要求書、申請書、変更届、返納届及び納付書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第12号、様式第19号の6から様式第19号の11まで、様式第20号、様式第21号、様式第35号、様式第40号の2、様式第40号の5、様式第41号及び様式第42号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(交通企画課)

六二七		ページ	段	行	正	誤
上	一九					
二二	今泉	○平成二十八年十一月二十二日付け定例第二千八百五十号中				
大戸浜	大字今泉					
大字大戸浜	大字今泉	正 誤				